



第三者行為による傷病届

交通事故等によりケガをしたとき



交通事故等でケガをした場合はどうなるの？

交通事故等、第三者の行為が原因でケガをした場合でも、仕事(業務災害)や通勤途中の事故が原因でなければ、健康保険で診療を受けることができます。ただし、この場合には「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。

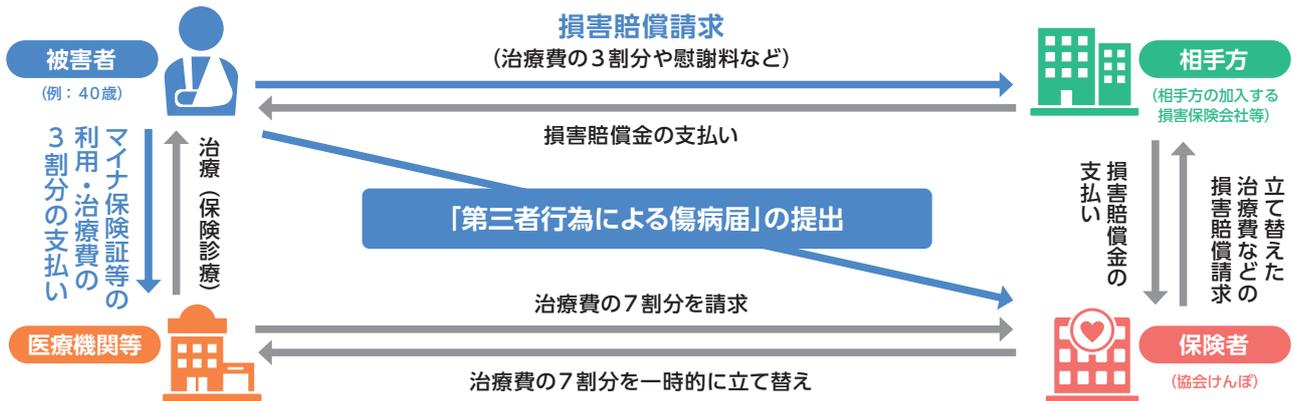
- 交通事故(他人との接触事故)
 - 暴力行為
 - 他人の飼い犬にかまれた など
- 第三者の行為でケガをした場合

健康保険を使用して診療を受けたとき
「第三者行為による傷病届」を提出します



健康保険給付の流れは？

協会けんぽ(健康保険)は、本来、相手方(加害者)が支払うべき治療費を一時的に立て替えて支払い、その後相手方(加害者)に損害賠償請求することになります。そのため、「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。



傷病届による
第三者行為による

Check

交通事故等の場合に必要な書類

「第三者行為による傷病届」をはじめとした、以下の書類が必要になります。

①「第三者行為による傷病届」

基本的に被保険者等が記入することになりますが、相手方(損害保険会社等)に依頼できる場合は、相手方による記入も可能です。交通事故証明書を参考に記入してください。

②「事故発生状況報告書」

交通事故の場合、事故の状況や過失割合を判断する上で、重要な書類となりますので、できるだけ詳しく記入してください。

③「同意書」

協会けんぽが相手方の損害保険会社等へ損害賠償請求をする際、治療費の内訳(診療報酬明細書の写等)を添付します。相手方へ個人情報を提供することになるため、ご本人の同意が必要となります。併せて、協会けんぽが損害賠償請求権を取得することの明確化と今後の示談進捗状況の報告をお願いする書類です。

④「その他の提出書類」

交通事故の場合、「交通事故証明書」(自動車安全運転センターが発行)を必ず添付してください。

※物損事故等の場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」も必要となります。